

令和元年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算
繰越しについて

令和元年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

令和元年度 日立市 水道事業会計

予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	県補助金
水道 1. 事業資本的支出	1. 建設改良費	水源及び配水施設事業	720,354,522	583,676,401	133,309,000	93,100,000	39,657,000
		配水管布設事業	658,584,478	458,153,775	183,458,000		
計			1,378,939,000	1,041,830,176	316,767,000	93,100,000	39,657,000

源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
一般会計負担金	工事負担金	損益勘定留保資金			
		552,000	3,369,121		第7送水管更新工事において、既設送水管の埋設状況に当初の想定との差異が生じたことから、設計変更の不測の日数を要したため。
3,143,016	6,599,299	173,715,685	16,972,703		配水管更新工事において、市道改良工事等との工程調整に不測の日数を要したため。 配水管移設工事において、県が施工する河川改修工事及び道路改良舗装工事との工程調整に不測の日数を要したほか、同時施工を予定した第7送水管更新工事が繰り越されたため。
3,143,016	6,599,299	174,267,685	20,341,824		

令和元年度 日立市 下水道事業会計

予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
下水道 1. 事業資本的支出	1. 中央処理区改良費	中央処理区改良事業	1,043,577,000	561,665,625	443,652,000	189,800,000	231,880,000
		広域汚泥焼却炉建設負担金	13,857,000	6,519,000	7,313,000	7,200,000	
	2. 流域下水道建設費	流域下水道建設負担金	32,466,000	12,781,000	19,685,000	19,400,000	
	3. 雨水対策費	雨水対策事業	194,773,000	35,826,279	157,718,000	62,900,000	62,925,000
計			1,284,673,000	616,791,904	628,368,000	279,300,000	294,805,000

源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
一般会計負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
		21,972,000	38,259,375		池の川処理場設備改築工事等において、国庫補助事業の採択に伴い、事業を前倒しして実施することとしたことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
		113,000	25,000		県が施工する那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の焼却炉中央監視制御設備改築工事において、関連する設備の故障による緊急修繕工事に不測の日数を要したことなどで、事業が繰り越されたため。
	285,000				県が施工する那珂久慈流域下水道事業の沈砂池機械設備改築工事において、関連する設備の故障による緊急修繕工事に不測の日数を要したことなどで、事業が繰り越されたため。
	31,893,000		1,228,721		雨水管渠改築工事において、国庫補助事業の採択に伴い、事業を前倒しして実施することとしたことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
	32,178,000	22,085,000	39,513,096		